



鳥取県公報

令和8年1月9日(金)
第9754号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の返納（1）（畜産振興課）	2
	保安林の指定予定（2）（森林づくり推進課）	2
	公共測量の実施（3件）（3～5）（県土総務課）	3
	河川法による工作物の撤去（6）（中部総合事務所県土整備局）	3
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）	4
	獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）	4
	獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）	5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（境港総合技術高等学校）	6

告示

鳥取県告示第1号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納をした旨の通報があつたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平井伸治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	飼養者の所在地及び名称	返納理由
11685950581	百合金照	肉用牛 黒毛和種	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場	死亡のため
11498119182	柴白百合	〃	〃	〃
11407668701	草幸6870	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場	〃

鳥取県告示第2号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平井伸治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町用呂字曾崎224の2、225、227、字山根1037、字平山1067、1094、1100、1105、1142の2、1144、1148、1149の1、1150から1152まで、字溝上1153、1156、1159、1161、1180、1181、1186、1198、1203、1207、1208、1213、1214、1217、1218、1246、字家平1285、1286、1292の1、字五反田1330、1331、1333の1、字下山1344、1345、1347、1348の1から1348の5まで、1350、1352、1353の1、1354の1から1354の3まで、1355の1、1356の1から1356の3まで、1357、1360、1361、1363、1366、字家平山1375、1376、1377の1、1378の1、1379の1、1380の1、1381、1384、1385の1、1387、1390、1395、1396、1399、1402、字八東谷1405、1407、1409、1416から1421まで、1426から1428まで、1431、1434、1437、1438、字藏田1439から1441まで、1445の1、1446、1448、1450から1455まで、1456の1、1456の2、1456の4、1457、1460から1464まで、1467から1469まで、字岩井谷1472、1473、1476の1、1476の2、1477から1481まで、1484、1485、1487、1488、1491、1493、1496、1497、1499から1501まで、1503、1507、1509、1510、1511の1、1512の1から1512の3まで、1513、字丸尾1517、1518、1519の1から1519の6まで、1520から1524まで、1526から1530まで、1531の1、1532、1533の1、1533の2、1534、1535、1536の1、1536の2、1537から1540まで、1542の1、1542の2、1546、1548、1551、1555、字長林1557から1559まで、1562、1568の1、1568の2、1569の1、1569の2、1570、1571、1572の1、1572の2、1578、1580、1582、1586、中字三ヶ口576、字八丁586、613、字上山根770

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第3号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年12月12日から令和8年3月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市寺町

鳥取県告示第4号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年12月15日から令和8年3月16日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町豊栄

鳥取県告示第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年1月13日から同年3月11日まで
- 3 作業地域 米子市青木

鳥取県告示第6号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ぜべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月9日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和8年2月9日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
漁具	1個	東伯郡湯梨浜町大字光吉31-15地先（橋津川左岸）、同大字28-10地先（橋津川右岸）、同町大字南谷577-3地先（橋津川右岸）及び同町大字光吉4-3地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
パイプ	1本	

パイプ	3本	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2033-15地先（橋津川左岸）、同町大字橋津457-1地先（橋津川右岸）、同大字397-1地先（橋津川右岸）及び同大字794-12地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
竹	5本	
ロープ	5本	
船	2隻	東伯郡湯梨浜町大字上橋津42-4地先、同町大字南谷613-4地先

2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかつた者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月9日

鳥取県知事 平 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年1月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和8年2月4日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和8年2月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年1月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の獵銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の獵銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年2月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合 する実包	5人
令和8年2月10日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年2月17日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年2月24日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 獵銃の操作

ア 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱い

イ 猿銃の点検

ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猿銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猿銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新田真也

1 調達件名及び数量	鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第一種中間検査 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和7年12月9日
4 契約の相手方の名称及び所在地	サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
5 契約金額	95,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立境港総合技術高等学校 境港市竹内町925